

事 務 連 絡  
令和5年5月2日

保護者の皆様へ

志賀町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う  
学校における主な対応について

文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定され、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における主な対応は別紙のとおりとなります。

保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力のほど、宜しくお願いいたします。  
詳細につきましては、学校より後日連絡いたします。

## 別紙

# 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う 学校における主な対応について

(令和5年5月8日以降)

## 1. 平時の感染症対策

### ①マスクの着用

- ・基本、学校側からマスクの着用を求めることはありません。

### ②健康観察

- ・毎朝の「健康チェックカード」の提出は必要ありません。ご家庭でお子様の体温を測定するなど、健康観察は引き続き行ってください。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、医療機関で受診するなどし、無理をせず自宅で休養してください。
- ・感染が判明した場合は、出席停止となりますが、それ以外は欠席となります。

### ③登下校について

- ・混雑したバスやスクールバスを利用する場合には、マスクの着用を推奨します。

## 2. 感染流行時の感染症対策

### ①マスクの着用

- ・教職員がマスクを着用する又は児童生徒等にマスクの着用を促すことがあります。

### ②活動場面ごとにおける感染症対策

- ・各教科等で、「感染リスクが比較的高い学習活動等」に当たっては、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるほか、儀式的行事等の学校行事や部活動等においても、活動場面に応じて、身体的距離を確保するなどの対策を講じることがあります。

## 3. 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

### ①出席停止

- ・感染が判明した児童生徒等に対しては、出席停止の措置を講じつつ、学習の機会を確保するなど、学びの保障に留意します。

### ②出席停止期間の基準

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。

### ③家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・登校は可能です。ただし、不安な場合は登校を控えてください。